



JRI news release

# 配偶者控除のあり方と少子化・子育て対策 ～ 望まれる一体的視点からの見直し～

2002年6月10日

株式会社日本総合研究所

調査部 税制研究会

<http://www.jri.co.jp/>

- 本レポートに関する照会は、下記宛て、お願いいたします。
- 経済・社会政策研究センター 副主任研究員 飛田英子
- Tel: 03-3288-4663 (直通)
- E-mail: [tobita.eiko@jri.co.jp](mailto:tobita.eiko@jri.co.jp)

# 要旨

1.わが国には、様々な分野で専業主婦を対象にした制度が存在。具体的には、税制における配偶者控除と配偶者特別控除、社会保障制度における130万円基準、企業の福利厚生制度。

2.各制度の根拠としては、以下の3点が指摘。

(1) 担税力

世帯の税負担能力(担税力)に配慮して、配偶者の人的控除を設定。

(2) 自営業者とのバランス

自営業者世帯の専従者控除に対応。

(3) 内助の功

家事労働を通じて夫を支えるという内助の功を評価。

3.しかるに、これらの制度は以下の問題が存在。

(1) 垂直的・水平的公平性が損なわれている

所得が高い世帯ほど減税効果が大(垂直的不公平)。また、世帯所得が同じ場合でも、妻の就業の有無や年収によって税負担や保険料負担に格差(水平的不公平)。

(2) 適用状況における問題

各制度の適用状況をみると、低所得世帯での利用が相対的に小。このことは、生計維持のために妻が働かざるをえない世帯では、制度を利用する余裕がないことを示唆。

(3) 既婚女性の労働供給を抑制

アンケート調査によると、パートタイマーの8割が配偶者控除を理由に、4割が社会保険料免除を意識して就労調整。

4.フルタイムで働く妻の増加を背景に、配偶者控除を適用する妻の割合は低下傾向。また、他の主要国をみても、個人を課税単位とする国において配偶者控除を設定するケースはなし。

政府税調は、配偶者特別控除を縮小したうえで、配偶者控除とともに存続の方向で検討している模様。しかるに、妻の年収を基準とする現行制度の枠組を維持するもとでは、公平性や妻の就労抑制等、制度が抱える問題を温存する懸念大。

5.したがって、現行の配偶者控除と配偶者特別控除は撤廃すべき。ただし、中低所得世帯の増税緩和措置として、年収740万円以下の夫については、妻の年収にかかわらず38万円を上限に、妻に対して限界的に逡減する特別扶養控除を適用。ちなみに、配偶者控除と配偶者特別控除撤廃による増収効果は2.1兆円と試算されるが、特別扶養控除の創設により、税収増は1.8兆円になる見通し。

6.配偶者控除と配偶者特別控除の撤廃は、これによる増収増(1.8兆円)を少子化・子育て支援に全額支出することが条件。両者の一体的な実施により、マクロ的な可処分所得は変わらないが、低所得世帯への所得再分配を通じて、景気に対しては若干のプラス効果が期待。

7.少子化・子育て支援の内容は、以下の3点。

(1) 保育所の整備 < 1千億円 >

潜在的に10万人以上いる待機児童を、2004年度までに解消。これに必要なコストは、空教室の利用や運営の民間委託等により年間1千億円に抑える。

(2) 低年齢児童(0～2歳)保育の無料化 < 4千億円 >

就業と出産・子育ての両立が困難な理由として、子育ての機会費用の増大が指摘。なかでも2歳以下の低年齢児童の保育コストは、3歳児以上の2～4倍の水準。したがって、低年齢児童の保育料を無料化することにより、保育コストの大幅な軽減を実現。

(3) 児童手当の拡充 < 1.7兆円(ネットで1.3兆円) >

不十分な現行の児童手当を、主要国水準に引上げ。具体的には、対象年齢の引上げ(義務教育就学前→同終了後)、所得制限の撤廃、第2子支給額の引上げ(月5千円→月1万円)。なお、義務教育終了後の児童については、特定扶養控除を存続することにより、児童手当消失に伴う家計収入の減少を回避。

なお、少子化克服のためには、勤務体制の柔軟化、企業託児所の設置等、企業の積極的な取り組みが不可欠。政府は企業の自助努力に委ねるだけではなく、税制面から企業の取り組みをサポートする必要。

8.さらに、社会保障制度の130万円基準についても抜本的に見直す必要。具体的には、社会保険料のpayroll tax化、基礎年金の税方式化、を通じて、第3号被保険者問題を解決するとともに、パートタイマーの就労調整インセンティブを解消。

なお、社会保険料のpayroll tax化は、社会保障制度のサステナビリティ確保の観点からも重要。すなわち、制度に対する国民の信頼を回復するためには、現役フルタイムの負担が重い従来の負担システムから、負担能力のある者全員で負担を分かち合うシステムへの転換が不可欠。

# 専業主婦に対する様々な制度

わが国には、各分野で専業主婦を対象とした様々な制度が存在。具体的には、

- 1.税制(配偶者控除、配偶者特別控除)
- 2.社会保障制度(130万円基準)
- 3.企業の福利厚生制度(配偶者手当)

## 1.税制

妻の年収が103万円以下の場合、夫の所得から年間38万円が控除(配偶者控除)。

さらに、妻の年収が141万円未満の場合、夫の所得から年間38万円を上限とする控除が段階的に適用(配偶者特別控除)。

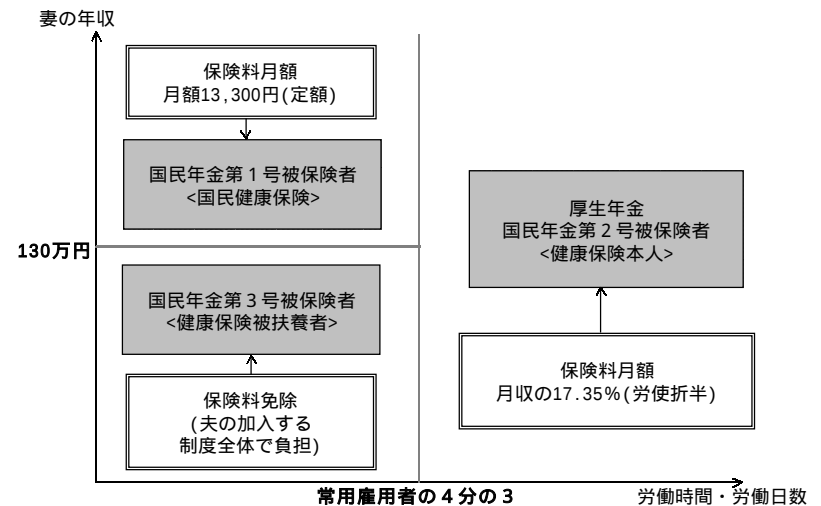
## 2.社会保障制度

専業主婦の社会保険料は免除(いわゆる年金の第3号被保険者)。

また、妻が働く場合でも、労働時間や労働日数が常用雇用の4分の3未満で、年収が130万円未満の場合、妻の保険料は免除。

なお、労働時間や日数が常用の4分の3未満でも、年収が130万円以上の場合、妻は夫の扶養対象から除外。すなわち、自分で国民年金や国民健康保険に加入し、保険料を支払う必要。

(図表)年金(医療)制度におけるサラリーマン妻の被保険者区分



(資料)厚生労働省「女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会報告書」

(注1)保険料は、年金制度における保険料。

(注2)シャドー部分の< >内は、医療制度における区分。

### 3.企業の福利厚生制度

企業の約8割が、平均月1万円の配偶者手当を支給。企業規模別にみると、大企業ほど支給企業割合が高いことに加えて、支給額も高額。これら企業の約半分は、妻の年収を条件として支給を制限。具体的には、配偶者控除限度額(103万円)、社会保障の被扶養者限度額(130万円)等。このことは、各企業の福利厚生制度が、税制や社会保障制度と一体的に運営されていることを示唆。

(図表)配偶者手当の支給状況

|       | 企業規模計                     | 企業規模計                    |                           |                           |
|-------|---------------------------|--------------------------|---------------------------|---------------------------|
|       |                           | 30<br>～99人               | 100<br>～999人              | 1,000人<br>以上              |
| 1997年 | (千円/月)<br>10.5<br>(76.6%) | (千円/月)<br>8.2<br>(72.6%) | (千円/月)<br>11.9<br>(85.6%) | (千円/月)<br>17.4<br>(92.2%) |
| 1992年 | 9.3<br>(77.8%)            | 9.6<br>(74.7%)           | 11.0<br>(84.4%)           | 16.2<br>(92.0%)           |
| 1986年 | 7.2<br>(75.9%)            | —                        | —                         | —                         |

(資料)厚生労働省「就労条件総合調査」

(注)( )内は支給企業数

(図表)配偶者手当支給企業における支給制限

(1999年)

|          | 支給制限あり |                           |                         |                             |                             |                 | 支給<br>制限<br>なし |
|----------|--------|---------------------------|-------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------|----------------|
|          |        | 所得税の非<br>課税限度額<br>(103万円) | 配偶者控除<br>限度額<br>(103万円) | 社会保障の被<br>扶養者限度額<br>(130万円) | 配偶者特別控除<br>限度額<br>(141万円未満) | 税制、社会<br>保障と無関係 |                |
| 企業規模計    | (%)    | (%)                       | (%)                     | (%)                         | (%)                         | (%)             | (%)            |
| 1,000人以上 | 49.9   | (37.9)                    | (38.5)                  | (15.4)                      | (5.3)                       | (2.8)           | 50.1           |
| 100～999人 | 71.0   | (45.4)                    | (41.3)                  | (8.0)                       | (1.9)                       | (3.4)           | 29.0           |
| 30～99人   | 53.4   | (40.8)                    | (40.7)                  | (13.0)                      | (3.6)                       | (1.9)           | 46.6           |
|          | 47.5   | (36.0)                    | (37.2)                  | (17.2)                      | (6.4)                       | (3.2)           | 52.5           |

(資料)厚生労働省「就労条件総合調査(平成10年)」

(注)支給制限の内訳の( )内は、支給制限ありの企業数を100とした割合。

# 配偶者控除等の根拠

専業主婦を対象とする各制度の根拠としては、以下の3点が指摘。

## 1.担税力

(世帯単位の税負担能力への配慮)

## 2.自営業者とのバランス

(自営業者には専従者控除が適用)

## 3.内助の功

(サラリーマンの妻に対する内助の功の評価)

## 2.自営業者とのバランス

専従者控除の創設により、自営業者が家族従業員に支払う給与が必要経費となり、自営業者世帯の税負担が軽減。

このため、自営業者世帯とサラリーマン世帯の負担格差の是正を目的として、配偶者控除が創設。

(図表)事業主とサラリーマンに対する各控除

## 1.担税力

日本の税制は個人単位であるが、世帯の税負担能力(担税力)に配慮して、扶養親族に対して人的控除が設定。このうち、配偶者については、他の扶養親族とは区別して配偶者控除が適用。

|       | 事業主                                           |                                               | サラリーマン                                        |
|-------|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------|
|       | 青色申告者                                         | 白色申告者                                         |                                               |
| 1952年 | <b>青色専従者控除の創設</b><br>家族従業員への給料を、上限付きで必要経費に参入。 | _____                                         | _____                                         |
| 1954年 | 専従者控除の対象者に、配追加。                               | _____                                         | _____                                         |
| 1961年 | _____                                         | <b>白色専従者控除の創設</b><br>給料の支払に関係なく、一定額の専従者控除が規定。 | <b>配偶者控除の創設</b><br>従来の第1人目の扶養控除に換えて、配偶者控除を創設。 |
| 1967年 | <b>青色専従者給与の創設</b><br>上限が撤廃され、給料全額を必要経費に参入。    | _____                                         | _____                                         |

(資料)日本総合研究所作成

(注)青色申告者とは、事業所得、不動産所得、山林所得のある者で、現金出納帳や経費帳等の帳簿を正確に記録し、これに基づいて所得を計算して申告納税を行う者。

一方、白色申告者とは、事業所得、不動産所得、山林所得のある者で、青色申告者以外の者。

### 3.内助の功

サラリーマンの夫が外で収入を得ることに對し、妻が家事労働をして貢獻するという内助の功を評価。具体的には、配偶者に対する人的控除を夫の基礎控除と同額に引上げ(それ以前は、配偶者に対する控除は1人目の扶養控除として基礎控除対比低めに設定)。

ちなみに、アメリカやドイツでは、夫婦の所得は夫婦で得たものとの観点から、個人単位の課税方式に加えて二分二乗課税方式の適用が可能。日本でも導入が検討されたが、高額所得世帯ほど有利、方働き世帯を有利にするため女性の社会進出を抑制、等の理由により、採用は見送り。

(図表)基礎的人的控除の推移

| 年度   | 配偶者控除                | 扶 養 控 除                                      |                   | 基礎控除    |
|------|----------------------|----------------------------------------------|-------------------|---------|
|      |                      | 一般                                           | 控除対象配偶者がいない場合の1人目 |         |
| 1961 | 90,000 <sup>1</sup>  | 15歳以上 50,000<br>15歳未満 30,000                 | 70,000            | 90,000  |
| 1963 | 103,750              | 15歳以上 50,000<br>15歳未満 33,750                 | 70,000            | 107,750 |
| 1964 | 108,800              | 15歳以上 50,000<br>13歳以上 46,300<br>13歳未満 38,800 | 70,000            | 117,500 |
| 1967 | 145,000              | 67,500 <sup>2</sup>                          | 80,000            | 147,500 |
| 1968 | 157,500 <sup>3</sup> | 77,500                                       | 80,000            | 157,500 |
| 1972 | 200,000              | 140,000 <sup>4</sup>                         | 150,000           | 200,000 |
| 1975 | 260,000              | 260,000 <sup>5</sup>                         |                   | 260,000 |
| 1977 | 290,000 <sup>6</sup> | 290,000                                      |                   | 290,000 |
| 1983 | 300,000              | 300,000                                      |                   | 300,000 |
| 1984 | 330,000              | 330,000                                      |                   | 330,000 |
| 1989 | 350,000              | 350,000 <sup>7</sup>                         |                   | 350,000 |
| 1995 | 380,000              | 380,000                                      |                   | 380,000 |

(資料)全国婦人税理士連盟[1996]

(注1)配偶者控除創設。

(注2)扶養控除に年齢制限がなくなる。

(注3)配偶者控除が基礎控除と同額となる。

障害者・老年者・勤労学生控除が税額控除から所得控除となる。

(注4)この額に老人扶養親族である場合の加算額創設。

(注5)控除対象配偶者がいない場合の区分がなくなる。

(注6)この額に配偶者が老人である場合の加算額創設。

(注7)特定扶養親族制度創設。

# 配偶者控除等の問題点

専業主婦を対象とする配偶者控除等の問題点としては、以下の3点が指摘。

1. 垂直的・水平的公平性
2. 適用状況
3. 既婚女性の労働供給を抑制

## 1. 垂直的・水平的公平性

配偶者控除と配偶者特別控除は所得控除なので、所得税率が高い高額所得世帯ほど減税効果が大（垂直的公平性）。

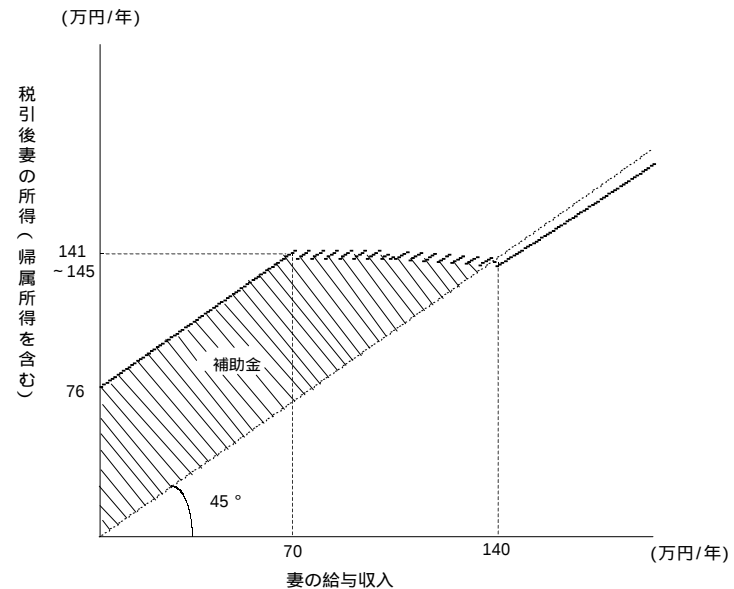
さらに、世帯所得が同じ場合でも、妻の就業の有無や年収によって税負担や保険料負担に格差（水平的公平性）。

### 税負担

配偶者控除と配偶者特別控除は、低所得の妻に適用される一種の帰属所得。

これを妻の税引後所得に加えて税引前収入と比べると、年収140万円未満で税引後が上回っていることが確認。この上回っている部分は、政府から低所得妻への見えざる「補助金」ともいえる。

(図表) 配偶者控除と妻の所得の関係



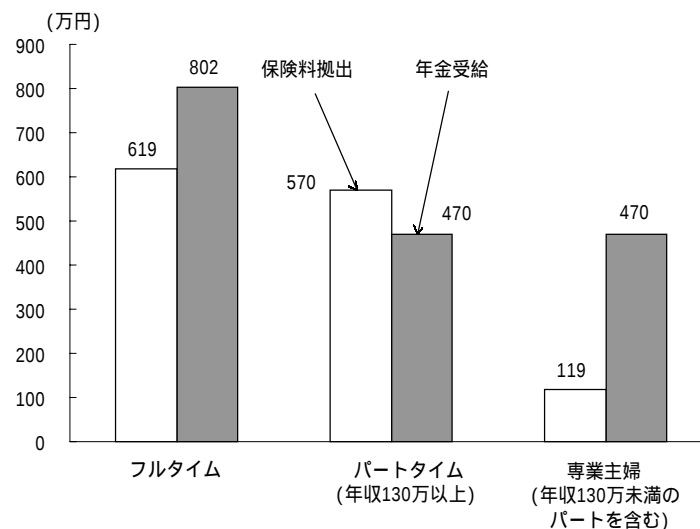
(資料) 八代[1983]を基に、日本総合研究所作成。

## 保険料負担

社会保険料についても、妻の就業や年収によって格差。例えば、年金について生涯の受益と負担の関係を妻の就業状態別にみると、専業主婦や年収130万円未満の妻が119万円（2000年価額、以下同じ）の保険料に対して470万円の年金を受給するのに対して、年収130万円以上のパートタイムで働く妻は、同額の年金を受給するために約5倍の保険料を負担する必要。

(注) 年収130万円未満の場合、妻は第3号被保険者となって保険料が免除されるが、本モデルでは、現在専業主婦であっても、20～27歳までフルタイムで働いていたという仮定を置いているので、保険料負担が発生。

(図表)就業パターンと年金保険料拠出・受給の関係



(資料) 日本総合研究所作成。

(注1) 2000年度価格。

(注2) 試算の前提は、以下の通り。

1. モデルは1972年生れの女性。28歳で結婚、88歳で死亡。
2. 各ケースとも20歳から27歳まで厚生年金に加入（第2号被保険者）。  
フルタイムは28歳以降も引き続き第2号被保険者（60歳まで）。  
パートタイムは28歳から第1号被保険者へ変更。  
専業主婦は28歳から第3号被保険者へ変更。
3. 20歳の年収はいずれのケースも250万円。パートは28歳で130万円へ年収がダウン。
4. 名目賃金上昇率は年平均2.5%、消費者物価上昇率は同1.0%、割引率は同4.0%。

## 2.適用状況

夫と妻の年収をクロスしてみると、以下の特徴。

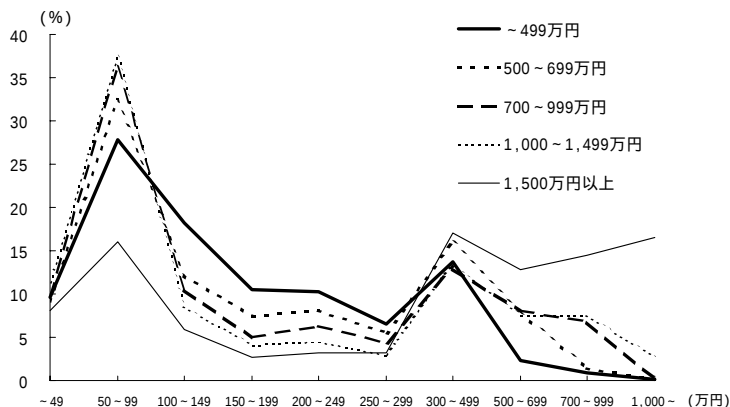
夫の年収が高いほど妻の無業比率が大

→ 高所得世帯ほど配偶者控除を適用

夫の年収1,500万円以下では50～99万円で妻の年収がピーク

→ 中低所得世帯では妻が就労調整。もっとも、夫の年収499万円以下では、配偶者控除の適用割合が相対的に小。このことは、生計維持のために妻が働かざるをえない世帯では、控除を利用する余裕がないことを示唆。

(図表)夫の年収階級別・妻の年収分布



(資料)総務省「就業構造基本調査(1997年)」

(注)有業の妻に対する割合。

(図表)夫の年収階級別・妻の就業状態

|       | 夫の年間所得(万円) |         |         |             |         |
|-------|------------|---------|---------|-------------|---------|
|       | ~499       | 500~699 | 700~999 | 1,000~1,499 | 1,500以上 |
| 無業者比率 | 45.6       | 44.5    | 46.2    | 56.1        | 57.9    |
| 有業者比率 | 54.4       | 55.5    | 53.8    | 43.9        | 42.1    |

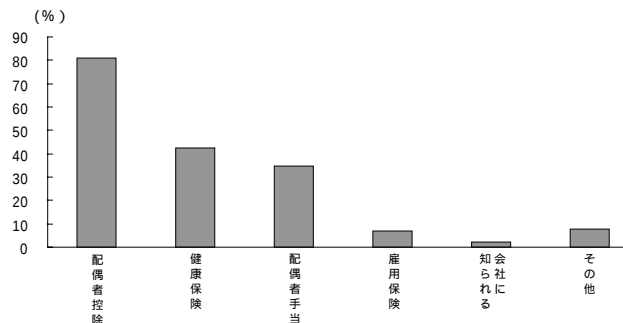
(資料)総務省「就業構造基本調査(1997年)」

(注)夫は有業者のみで、夫婦とも家族従業者は除く。

## 3. 既婚女性の労働供給を阻害

パートタイマーの8割が配偶者控除を理由に、4割が社会保険料免除を意識して就労調整。

(図表)所得税以外での年収の調整状況及び調整理由



(資料)厚生労働省「パートタイマーの実態」(1997年)

(注1)複数回答。

(注2)所得税以外の理由で年収を調整する者(全体の36.7%)が対象。

(注3)各選択肢の具体的内容は、以下の通り。

- ・配偶者控除.....配偶者の税制上の配偶者控除や配偶者特別控除が無くなるから、
- ・健康保険.....配偶者の健康保険の被保険者からはずれ、自分で加入しなければならないから、
- ・配偶者手当.....配偶者の会社の配偶者手当がもらえなくなるから、
- ・雇用保険.....雇用保険に加入しなければならないから。

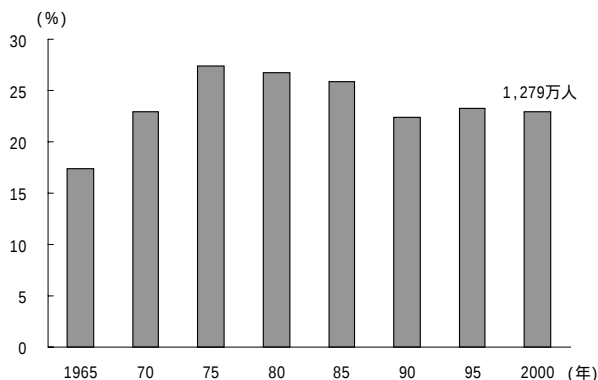
# 提言1.配偶者控除と配偶者特別控除の撤廃

わが国の共働き世帯比率(注1)は緩やかに増加(1980年46.9%→2000年47.4%)。そのうち、妻がフルタイムで働く割合(注2)は、80年の48.6%から2000年には56.2%へ拡大。この結果、配偶者控除適用者が15歳以上女子人口に占める割合は、75年をピークに低下傾向。さらに、他の主要国の状況をみても、日本と同様に個人を課税単位とする国において、配偶者控除を設定している国はなし。

(注1) 就業者数 ÷ 人口 (ともに有配偶女子)

(注2) フルタイム就業者数 ÷ 就業者数 (＂)

(図表)配偶者控除適用状況の推移



(資料) 国税庁「税務統計から見た民間給与の実態」、総務省「国勢調査」。  
(注) 15歳以上女子人口に占める配偶者控除適用者数の割合。

政府税調は、配偶者特別控除を縮小したうえで、配偶者控除とともに存続の方向で検討している模様。しかるに、現行の適用要件(妻の年収)のもとでは、公平性や妻の就労抑制等、制度が抱える様々な弊害を温存する懸念大。

(図表)主要国における課税単位と基礎的的人的控除

|       | 日 本                | アメリカ                                                      | イギリス                             | ドイツ                                                                                          | フランス                                                                                 |
|-------|--------------------|-----------------------------------------------------------|----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 課税単位  | 個人単位               | 個人単位、夫婦単位の選択<br>夫婦単位の場合、個別課税と税率は同一であるが、ブラケットを2倍にした税率表が適用。 | 個人単位                             | 個人単位、夫婦単位(二分二乗)の選択<br>二分二乗方式の場合、夫婦の課税所得を合算し、その半額につき税率表を適用して算出した税額を2倍。                        | 世帯単位(N分N乗)<br>N分N乗方式では、夫婦及び扶養子女の所得を合算し、それを家族数で除した金額につき税率表を適用して算出した税額に家族除数を乗じる。       |
| 基礎控除  | 380,000円<br>《所得控除》 | 2,900ドル<br>(345,100円)<br>《所得控除》                           | 4,535ポンド<br>(784,555円)<br>《所得控除》 | なし<br><br>税率適用課税所得<br>・個人単位<br>14,094マルク<br>(775,170円)<br>・夫婦単位<br>28,188マルク<br>(1,550,340円) | なし<br><br>税率適用課税所得<br>26,600フラン<br>(425,600円)                                        |
| 配偶者控除 | 380,000円<br>《所得控除》 | なし。<br>ただし、世帯単位を選択した場合、基礎控除の2倍が所得控除。                      | なし                               | なし                                                                                           | なし<br><br>*家族除数<br>・独身者 1<br>・夫婦者 2<br>・夫婦子1人 2.5<br>・夫婦子2人 3<br>以下、扶養子女1人増すごとに1を加算。 |

(資料) 財務省ホームページ  
(注1) 2001年7月現在の値  
(注2) ( )内は円換算したものであり、各換算レートは以下の通り。  
1ドル=119円、1ポンド=173円、1マルク=55円、1フラン=16円。

# 特別扶養控除の創設により、低所得世帯に配慮

したがって、現行の配偶者控除と配偶者特別控除はともに撤廃すべき。ただし、中低所得世帯の増税緩和措置として、年収740万円以下の夫については、妻の年収に関係なく38万円を上限に、妻に対して限界的に逦減する特別扶養控除を適用。ちなみに、配偶者控除と配偶者特別控除の撤廃による増収効果は2.1兆円と試算されるが、特別扶養控除の創設により、増収額は1.8兆円にとどまる見通し。

(図表)配偶者控除の改革案

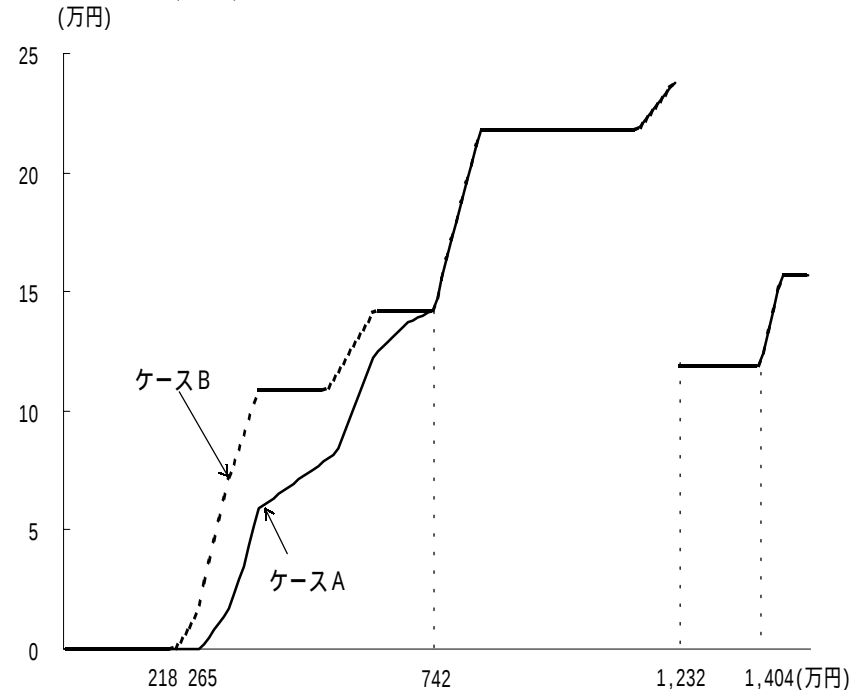
| 要 件   | 現行制度                      | 改 革 後                                                                                                                                         |
|-------|---------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 控除額   | 妻の年収<br>(103万円以下)<br>38万円 | 1. 夫の年収<br>(740万円以下)<br>夫の年収に応じて逦減<br><div> <div> ~ 360万円以下 38万円</div> <div> ~ 740万円以下 10万円増える毎に<br/>1万円減少</div> <div> 740万円超 なし</div> </div> |
| 控除対象者 | 1,287万人                   | 367万人                                                                                                                                         |

(資料)日本総合研究所作成。

(注1)夫の年収は、各種控除を考慮前のベース。

(注2)控除対象者には、給与額2,000万円超の給与所得者を含む。

(図表)配偶者控除改革による増税額(夫の年収別)



(注)日本総合研究所作成。

(注1)各ケースの前提は、以下の通り。

ケースA：配偶者特別控除は撤廃、配偶者控除は所得制限付きで扶養控除として存続。

ケースB：配偶者控除と特別控除はともに撤廃。

(注2)増税額は所得税と住民税を合わせたベースで、現行制度対比(年額)。

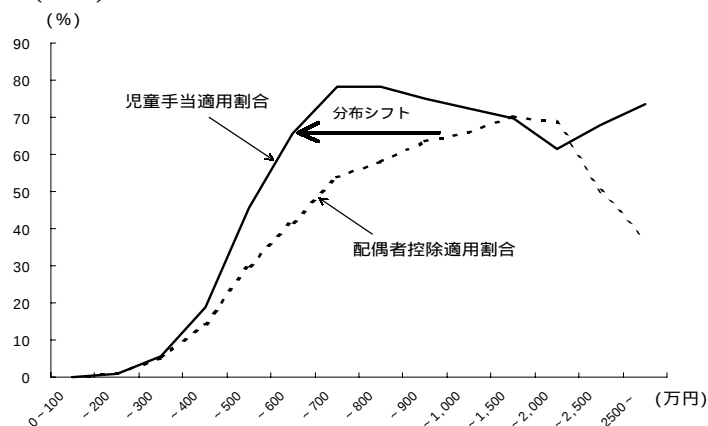
(注3)住民税の特別扶養控除の概要は、以下の通り。

|             |                |
|-------------|----------------|
| 夫の年収360万円以下 | 33万円           |
| 690万円以下     | 10万円増える毎に1万円減少 |
| 690万円超      | なし             |

# 一体的改革により、景気に対してプラス効果

なお、配偶者控除と配偶者特別控除の撤廃は、これによる税収増を児童手当の拡充を柱とする少子化・子育て支援の一環として家計に還付することが条件(次頁参照)。両者を一体的に実施することにより、マクロの可処分所得に与える影響は中立的であるが、高所得世帯から中低所得世帯への再配分を通じて、景気に対しては若干なプラス効果が期待。

(図表)夫の給与階級別児童手当適用割合と配偶者控除適用割合

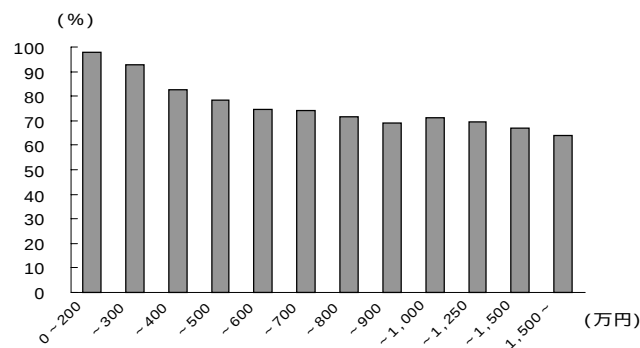


(資料)国税庁「税務統計から見た民間給与の実態」より日本総合研究所作成。  
(注)各所得階級別給与所得者に対する割合。

すなわち、配偶者控除の撤廃と児童手当の拡充を同時に行うことにより、政策の適用対象が、消費性向の相対的に高い中低所得層にシフト。

ちなみに、改革による消費増加効果を試算すると、年間900億円との結果。これは、民間消費支出を0.03%ポイント押し上げ。

(図表)年収階級別消費性向



(資料)総務省「家計調査年報」

## 提言2.少子化・子育て支援の拡充

配偶者控除と配偶者特別控除撤廃による税収増は、少子化・子育て支援に支出。具体的には、

1. 保育所の整備
2. 低年齢児(0～2歳)保育の無料化
3. 児童手当の拡充

(図表)少子化・子育て支援の予算

|            |        |
|------------|--------|
| 控除撤廃による増収  | 1兆8千億円 |
| 現行の児童手当予算  | 4千億円   |
| ↓          |        |
| 保育所の整備     | 1千億円   |
| 低年齢児保育の無料化 | 4千億円   |
| 児童手当の拡充    | 1兆7千億円 |

(資料)日本総合研究所作成

### 1. 保育所の整備 < 1千億円 >

女性の社会進出を背景に、保育所対策の実施にもかかわらず待機児童数は3～4万人で推移。

潜在的には10万人(注)以上いる待機児童を2年間で解消するためには、年平均で約1千億円の予算の追加が必要。

(注) 保育需要の過去3年の伸び率を基に潜在待機児童数を試算すると、10.6万人との結果。

なお、追加予算を約1千万円に抑えるためには、空教室や公共施設の利用等により施設コストを最小限に抑えけるとともに、運営を民間に委託する「公設民営方式」の普及拡大が不可欠。

(図表)保育所整備コストの試算

|            | 2001年           |   | 2003年              | 2004年            |
|------------|-----------------|---|--------------------|------------------|
| 保育所数 (ヶ所)  | 22,218<br>(+23) | → | 22,883<br>(+504)   | 23,846<br>(+963) |
| 整備コスト (億円) | 21,104<br>(+66) |   | 38,901<br>(+1,764) | 40,538<br>(+164) |

(資料)厚生労働省「社会福祉行政業務報告」、福田[2002]を基に日本総合研究所作成。

(注1) 保育所数は、各年4月1日現在。

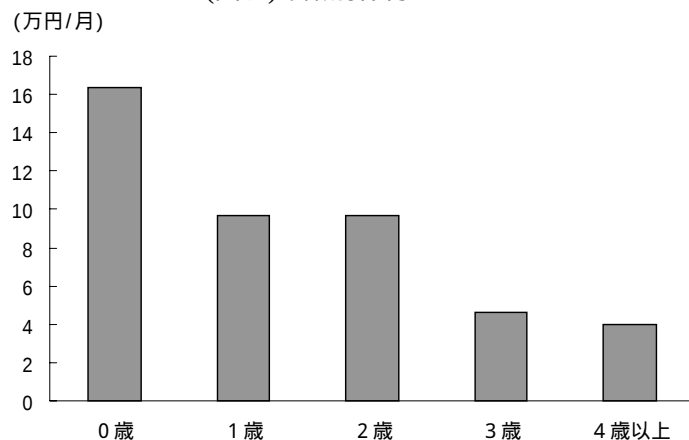
(注2) 下段( )内は前年差。

(注3) 待機児童は、2003年度と2004年度中に各々3万人、7万人解消されると仮定。

## 2.低年齢児保育の無料化＜4千億円＞

出産後の就業継続(あるいは再就職)が進まない要因として、高額な保育コストが指摘。なかでも、2歳以下の低年齢児の保育コストは、3歳児以上の2～4倍の水準。したがって、低年齢児の保育コストを無料化することにより、保育コストの大幅な軽減を実現。

(図表)年齢別保育コスト



(資料)厚生労働省資料

(注1)保育単価とは、入所児童1人当たりの月額単価。

(注2)特甲地域の料金。特甲地域とは、東京都(八王子、立川市等)、神奈川県(横浜市、川崎市等)、愛知県(名古屋市等)、大阪府(大阪市、堺市等)、兵庫県(神戸市、尼崎市等)。

## 3.児童手当の拡充＜1兆7千億円＞

現行の児童手当は、主要国対比不十分な内容。すなわち、所得制限があることに加えて、対象年齢が低水準。したがって、対象年齢を15歳まで延長するとともに、所得制限を撤廃。この結果、対象児童数は570万人から1,900万人へ増加。なお、16歳以上の児童については、現行の特定扶養控除を存続することにより、児童手当適用除外に伴う家計収入の減少を回避。

(図表)児童手当の拡充

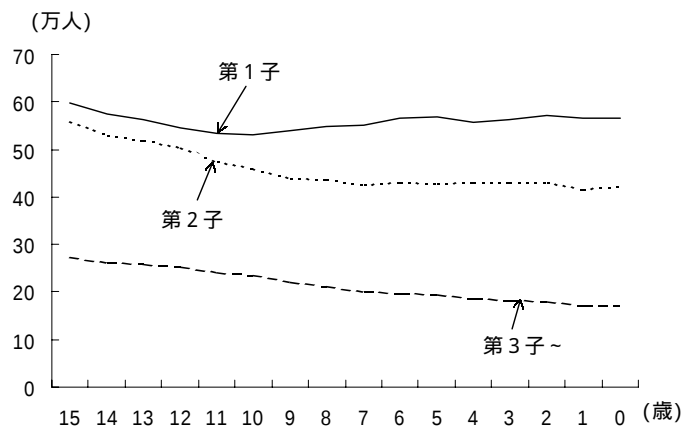
|      | 現行制度                           | 改革後                       |
|------|--------------------------------|---------------------------|
| 対象者  | 義務教育就学前<br>(6歳到達後最初の年度末)       | 義務教育終了前<br>(15歳到達後最初の年度末) |
| 支給額  | 第1子 5千円<br>第2子 5千円<br>第3子～ 1万円 | 第1子 5千円<br>第2子～ 1万円       |
| 所得制限 | あり                             | なし                        |

(資料)日本総合研究所作成。

(注)16～23歳の扶養親族については、引き続き特定扶養控除(1人当たり63万円)を適用。

児童手当の支給水準については、第1は現行の月5千円にとどめる一方、第2子については月1万円へ引上げ。これは、少子化の背景として一人っ子世帯の増加があり、合計特殊出生率を置換水準(長期的に人口が維持される出生水準)の2.08に近づけるためには、第2子以上の出生数を引上げる必要があるため。

(図表)出生順別の児童人口  
(2001年)



(資料)厚生労働省「人口動態統計」等より日本総合研究所作成。

以上支援策を実施した場合、出産・子育ての機会コストは大幅に減少。ちなみに、出生率関数を基に出生率への効果を試算すると、20～34歳既婚女性の出生率で0.3%ポイント(2000年19.4%)、合計特殊出生率で0.03ポイント(2001年1.33)上昇するとの結果。直接的な効果は限定的であるものの、就業と子育ての両立可能な環境の整備を通じて、間接的に出生率にプラスに働くことが期待。

(図表)出生率関数の推計結果

|            | 出生率                  |
|------------|----------------------|
| 世帯主所得(1年前) | 3.038***<br>(6.61)   |
| 大都市圏ダミー    | ▲1.689***<br>(▲4.06) |
| 定数項        | ▲2.565<br>(▲0.78)    |
| 決定係数       | 0.317                |
| サンプル数      | 188                  |

(資料)日本総合研究所作成。

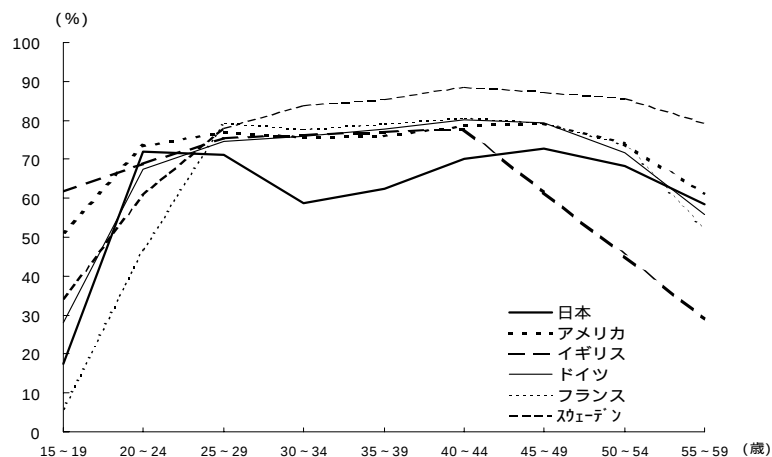
(注1) ( )内はt値。\*\*\*は1%水準で有意。

(注2)大都市圏ダミーを入れているため、  
変量効果の線形モデルを採用。

(注3)決定係数は自由度修正済。

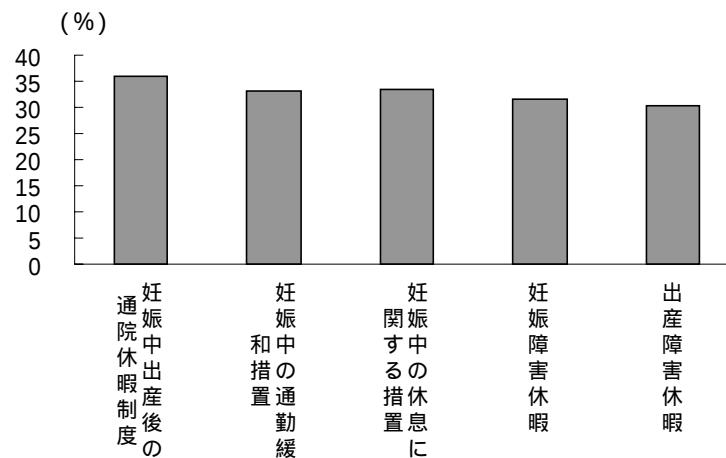
なお、少子化を克服するためには、企業サイドの積極的な取り組みが不可欠。すなわち、日本の女子就業パターンの特殊性(M字型)は、出産・子育てと就業の両立が困難なことを示唆。この背景には、保育所の未整備、主要国対比不十分な子育て支援策に加えて、企業サイドの取り組み不足が指摘。具体的には硬直的な労働形態、母性健康管理体制や企業託児所の未整備等。

(図表)主要国における年齢階級別女子就業率



(資料)ILO"Yearbook of Labour Statistics 2001"、厚生労働省「労働力調査報告」  
 (注1)イギリスの25～29歳は25～34歳、40～44歳は35～49歳、55～59歳は50歳以上。  
 (注2)日本は2001年、その他は2000年。

(図表)母性健康管理体制の実施状況  
(2000年)



(資料)厚生労働省「女性雇用管理基本調査(平成12年度)」  
 (注)全企業に対する割合。

出産・子育ての両立を可能とするためには、出産前後と育児期間中の労働時間短縮や介護休暇の柔軟的対応、企業託児所の設置等、企業の積極的な取り組みが不可欠。なお、企業託児所等にかかる費用については、福利厚生費として損金参入する等の政策的サポートが必要。

(図表)主要国における児童手当、育児休暇及び育児手当

|                                 | 日 本     | イ ギ リ ス                                                                                                   | ド イ ツ                                                                                                     | フ ラ ン ス                                                                                                                                      | スウェーデン                                                                                                                                       |
|---------------------------------|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 児<br>童<br>手<br>当                | 支給対象児童  | 第1子から<br>16歳未満<br>全日制教育の学生は19歳未満<br>失業者は17歳まで延長可                                                          | 第1子から<br>16歳未満<br>学生は27歳未満<br>失業者は21歳未満                                                                   | 第2子から<br>16歳以下<br>学生は20歳まで                                                                                                                   | 第1子から<br>16歳未満(義務教育終了前)<br>学生は20歳まで奨学手当又は延長手当が適用                                                                                             |
|                                 | 支給月額    | 第1子 65.18ポンド<br>[10,660円]<br>第2子~ 43.46ポンド<br>[7,100円]                                                    | 第1子 270マルク<br>[13,743円]<br>第2子 270マルク<br>[13,743円]<br>第3子 300マルク<br>[15,270円]<br>第4子~ 350マルク<br>[17,815円] | 第2子 686.55フラン<br>[10,436円]<br>第3子~ 880.58フランの加算<br>[13,385円]<br><特別加算><br>11~16歳未満 193.03フランの加算<br>[2,934円]<br>16歳~ 343.28フランの加算<br>[5,218円] | 第1子 850クローネ<br>[10,030円]<br>第2子 850クローネ<br>[10,030円]<br>第3子 1077クローネ<br>[12,709円]<br>第4子 1530クローネ<br>[18,054円]<br>第5子~ 1700クローネ<br>[20,060円] |
|                                 | 所得制限    | 扶養控除に該当した所得制限                                                                                             | なし                                                                                                        | 18歳以上の児童については、児童の年収13020マルク(約66万円)以上で支給せず                                                                                                    | なし                                                                                                                                           |
|                                 | 財源      | <0~3歳未満<br>被用者 事業主 7/10<br>国 2/10 地方 1/10<br>非被用者 国 2/3 地方 1/3<br>特別給付 全額事業主負担<br><3~6歳未満<br>国 2/3 地方 1/3 | 全額国庫負担<br>一般財源(経費削減方式)<br>児童手当及び児童扶養手当に要する費用の負担割合:<br>連邦 74%<br>州及び自治体 26%                                | 雇用主と国庫                                                                                                                                       | 全額国庫負担                                                                                                                                       |
| 育<br>児<br>休<br>暇<br>・<br>手<br>当 | 育 児 対 象 | 男女雇用者                                                                                                     | 男女雇用者<br>2. 手当 実親、養親、継親、自営業者、専業主婦も対象(育児休暇取得者に限らない)                                                        | 男女労働者<br>実親、養親                                                                                                                               | 1. 休暇 男女労働者<br>2. 手当 実親、養親、継親、看護者<br>1) 親保険 自営業者、専業主婦も対象で育児休暇取得者に限らない<br>2) 一時介護親保険 働いている親                                                   |
|                                 | 休 暇 期 間 | 全日休暇、勤務時間の短縮等の措置<br>子供が1歳になるまで                                                                            | 全日休暇<br>子供が3歳までの間 子供1人につき13週間以内                                                                           | 全日休暇、勤務時間の短縮等の措置<br>子供が3歳になるまで(パートタイム就労の選択可)                                                                                                 | 日休、時間給を選択できる<br>1. 親手当 子供が8歳までの間に両親合計で450日間<br>2. 一時介護親手当 子の病気(生後240日~12歳まで各子供各年毎両親160日間)、参観日(4~12歳まで各子供各年計2日)、子の出生(父親のみ、1人につき10日)           |
|                                 | 所得保障    | 雇用労務法より育児休業給付が支給(本人給与の40%)<br>社会保険料は免除                                                                    | なし                                                                                                        | 出産手当と合わせて月600マルク[30,540円]<br>社会保険料は免除                                                                                                        | 労働時間貯蓄制度により、収入を得ることも可能な場合あり<br>第2子以降は育児手当(最高で月3076フラン[46,755円])の受給可能<br>休業中は原則無給                                                             |
|                                 | 復職      | 職員制が円滑に保たれるように努める                                                                                         | 再就職を保障                                                                                                    | 休暇前と同程度の仕事への復職                                                                                                                               | 休暇前と同程度の仕事への復職                                                                                                                               |
| 児童扶養手当                          |         | あり                                                                                                        | (児童扶養手当を2001年から導入予定)                                                                                      | 児童手当と扶養給の有利な方を選択                                                                                                                             | N分N乗方式                                                                                                                                       |

(注1)児童手当の日本は2001年、イギリス、ドイツ、フランス及びスウェーデンは2000年。

(注2)換算レートは、調査年の平均値を使用(ドイツマルクとフランは、調査年のユーロ相場と各通貨の対換レートより算出)。

1ポンド=163.4円 1ドイツマルク=50.9円 1フラン=15.2円 1クローネ=11.8円

# 提言3.社会保険料を payroll tax化

社会保険料における「130万円の壁」は、水平的公平性を損なっている(第3号被保険者問題)ことに加えて、パートタイマー就業者の労働供給調整に作用。

(図表)パートタイマー女子の労働供給関数の推計結果

|           | 総労働時間               |
|-----------|---------------------|
| 世帯主所得     | 0.148<br>(0.46)     |
| パート賃金率    | 1.093***<br>(11.29) |
| 18歳以下親族割合 | ▲0.006*<br>(▲1.75)  |
| 社会保険意識ダミー | ▲0.102*<br>(▲1.89)  |
| 定数項       | ▲0.822<br>(▲1.13)   |
| 決定係数      | 0.635               |
| サンプル数     | 47                  |

130万円基準の存在が、パートの就労調整を有意に説明。

(資料)日本総合研究所作成。

(注)( )内はt値(分散不均一の影響は調整済)。

\*\*\*は1%水準、\*は10%水準で有意。

経済の低成長が定着するもとで社会保障制度が破綻の危機に直面していることを考えると、給付のスリム化を進めるとともに、負担構造を抜本的に見直す必要。

具体的には、

- 1.社会保険料の payroll tax 化
- 2.基礎年金の税方式化

を通じて、現役フルタイム就業者の負担が重い従来システムから、負担能力のある者全員で負担を分かち合うシステムに転換する必要。具体的には、アメリカとフランスと同様、所得のある者全員から保険料を源泉徴収(労使折半)。ちなみに、社会保険料の payroll tax 化による保険料増収効果は、年金で年1,600億円、医療で同390億円(各々被用者保険料の約0.7%)。

(図表)主要国における短時間労働者の年金保険料

| 日本              | アメリカ          | イギリス                                                        | ドイツ                                    | フランス          |
|-----------------|---------------|-------------------------------------------------------------|----------------------------------------|---------------|
| 年収130万円未満の者は免除。 | 収入を有する者は全員対象。 | 週72ポンド(13,270円)未満の被用者と、年収3,955ポンド(729,030円)未満の自営業者は強制加入が免除。 | 月収630マルク(39,090円)未満かつ週労働15時間未満の者は任意加入。 | 収入を有する者は全員対象。 |

(資料)「女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会」報告書資料